

小売業者に引取義務が課せられていない家電（義務外品）の 市区町村における回収体制構築状況等について

1. 背景

「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」（産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電機・電子機器WG 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会 合同会合、平成 20 年 2 月）では、「買換えの場合及び自ら過去に販売した家電については小売業者に引取義務が課せられているが、小売業者にこうした引取義務が課せられていない排出家電（義務外品）の回収構築が構築されていない場合は、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する市町村が、小売業者や廃棄物収集運搬許可業者ら地域の関係者と一体となり、地域の実情に応じた回収体制を早急に構築する必要がある。また、義務外品の回収システムの周知が十分でない市町村は、小売業者等地域の関係者の協力も得ながら、住民に義務外品の排出方法を継続的に周知徹底することが必要である」とされている。

これを受け、市区町村における義務外品の回収体制構築状況等について、1,760 自治体（全自治体の約 98%）の平成 21 年 4 月現在の状況を把握し、以下の通り取りまとめた。

2. 自治体の状況

（1）義務外品の回収体制の構築について

平成 21 年 4 月現在、義務外品の回収体制を構築しているのは 57%の自治体であり、居住人口ベースで見ると、義務外品回収体制を構築している自治体の人口は 77%を占めていた。

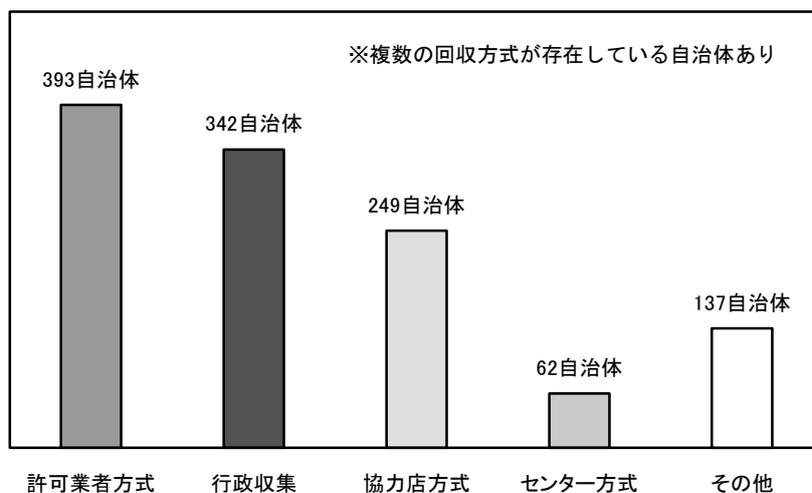
義務外品の回収体制の主なものでは、許可業者による回収^{*1}、行政による回収^{*2}、協力店による回収^{*3}の順に多かった。また、受付センターを設置した回収方式^{*4}も 62 の自治体で実施されていた（図 1）。

回収された義務外品は、93%の自治体で、指定引取場所に持ち込み製造業者等に引き渡されていた。

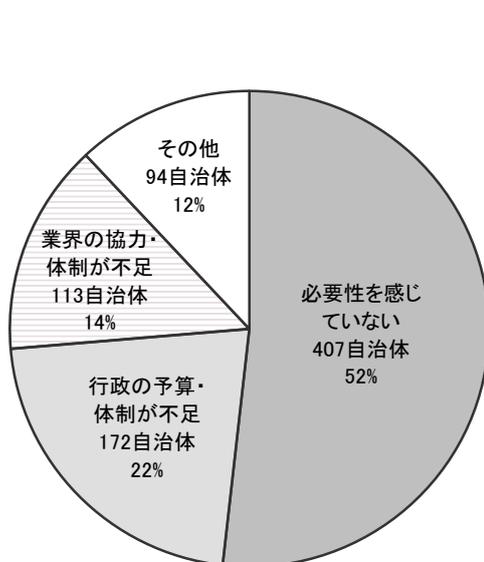
義務外品の回収体制を構築していない自治体に、その理由を尋ねたところ、必要性を感じていない自治体が 52%で、最も多かった（図 2）。これには、小売業者等の自主的な義務外品回収により、回収体制構築の必要性を感じていない自治体も含まれていると考えられる。

今後の義務外品の回収体制構築の予定について尋ねたところ、回収体制を構築する予定が無いとする自治体が 67%であった（図 3）。

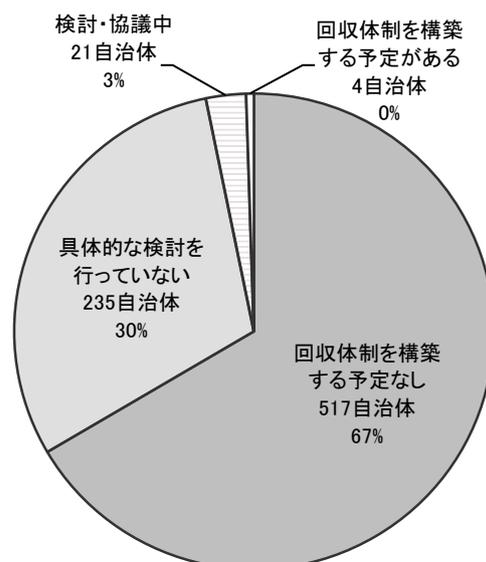
- ※1：義務外品の引取りに協力する地域の収集運搬許可業者が、排出者からの申込みを受け付けて収集する方式
- ※2：自治体または自治体の委託を受けた事業者が収集する方式
- ※3：義務外品の引取りに協力する地域の小売店を協力店として指定し、協力店が排出者からの申込みを受け付けて収集する方式
- ※4：業界団体等が設置した受付窓口（センター）で排出者からの申込みを受け付けて、センターから連絡を受けた小売店又は許可業者が収集する方式



(図1) 義務外品の回収体制を構築している市区町村の回収方式



(図2) 義務外品の回収体制を構築していない理由

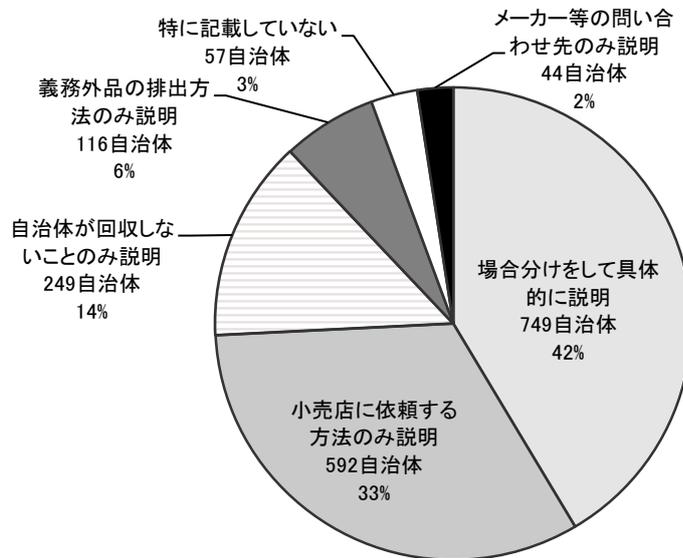


(図3) 今後、義務外品の回収体制を構築する予定

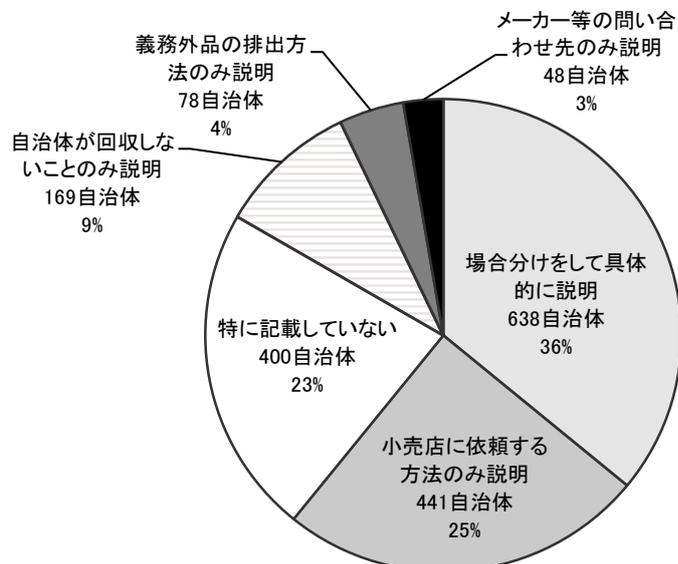
(2) 家電リサイクル制度の住民向け広報について

自治体の広報用の印刷物（パンフレット・チラシ等）において、家電四品目の排出方法の説明がどのように記載されているかについては、買換え時や、購入した小売店に依頼する方法と義務外品として排出する方法を場合分けして説明している自治体が 42%で最も多く、次いで、小売店に依頼する方法のみを説明している自治体が 33%であった（図4）。

ホームページにおける家電四品目の排出方法の説明は、小売店に依頼する方法と義務外品として排出する方法を場合分けして説明している自治体が 36%、小売店に依頼する方法のみ説明している自治体が 25%で、それぞれ印刷物と比較して低い割合であった。しかしながら、ホームページによる広報は、印刷物に比べて容量の制限が少ないことから、印刷物よりも詳細な説明を行っている自治体も見られた。一方で、特に掲載していない自治体も 23%あり、印刷物における割合と比較して多かった（図5）。



(図4) 広報用の印刷物（パンフレット・チラシ等）における家電四品目の排出方法の説明



(図5) ホームページにおける家電四品目の排出方法の説明